

# 〔最高裁判例研究三九一〕

昭三一-4 (最高裁民集一〇巻四号三六七頁)

上級審における印紙の追貼とその訴訟書類の効力

所有権確認並に引渡請求事件 (昭和三一年四月一〇日最高

裁第三小法廷判決)

〔事実〕

X (原告・控訴人・被上告人) は、Y (被告・被控訴人・上告人) の下請工場であり、昭和二二年頃からYのため材料の支給を受けてプレス機の部品の製造の下請けを行つてきたが、昭和一八年頃からは経済事情の悪化のため、Xは材料を立替えて、鋳造したものをYに納入していた。その結果、昭和二〇年八月には、立替材料が一〇〇トン九〇キログラム (その六割が古銅、その四割が新銅) に達した。そこで、Xは、同年九月にYに対しその返還を求めたところ、Yは直ちにその数量の返還を承諾した。そして、同月一三日にYはXに対し、そのうち四三トン四六五キログラムの返還をなした。この返還は、Yの工場内に積み重ねてある古銅一〇〇トンあ

まりから行われた。Xは、このY工場内に積み重ねてある古銅は、Xが所有権を取得したものであると主張し、Yに対しその所有権確認および引渡請求を行つたのが本件である。

一般にプレス鋳造には、その材料として古銅六割、新銅四割を使用するのが鋳造業者間の常識とされている。よつて、Yの返還すべき物もこの比率によつて行われることになり、第一審で請求は棄却された。そこで、Xは、控訴したが、控訴審で三度訴えの変更を行つてゐる。まず一番目に、昭和二五年一〇月三日に請求の目的物をYの工場の「古銅」とあるのを「古銅並に新銅」と変更してゐる。二番目に、昭和二七年九月二七日にYの工場の古銅および新銅の所有権確認および引渡請求に加え、予備的請求として、その引渡しができない場合に損害賠償を請求してゐる。三番目に、昭和二九年三月二十五日に、Yの工場に積み重ねられたものについてでない古銅三トン余り、新銅二トン余りの引渡しを請求し、もしその引渡しができない場合には、損害賠償を請求してゐる。原審が、請求を認容したので、Yは上告した。上告理由は次のとおりである。Xが昭和二九年三月二十五日に訴えを変更し

たとき、その訴訟物は、新銭および古銭の価額の合計一、三六四、五四二円であつて、Xはその申立書に訴訟物の価額相当の一、一八七円五〇銭を貼用すべきであるのに、Xは印紙を貼用しなかつた。よつて、その控訴状は増貼すべき印紙を欠く無効なものであるから、その訴えは不適法として却下すべきものである。もつとも、民事訴訟用印紙法一一条但書（現行民事訴訟用印紙法六条参照）には印紙を貼用せず、または貼用するも不足あるときは、相当印紙を貼用せしめて、その書類を有効ならしめ得ることを規定しているが、この貼用はその審級の判決を言い渡すまでの事でその後の貼用は許されるべきものではない。そうでないと、判決確定後でも印紙を貼用すればよいということになり同法同条本文の趣旨は没却されることになるからである。そればかりでなく後日印紙を貼用すればよいということになり条件付の判決ということになり印紙法全文の規定はけじめのつかない曖昧な規定となつてしまふ。以上より、原判決は民事訴訟用印紙法一一条の解釈を誤り、却下すべき訴えを認容したものであるから破棄を免れないとした。

### 〔評 稹〕

判旨に賛成である。

### 〔判 旨〕

最高裁は次のように述べて、上告を棄却した。

「下級審に差し出された訴訟書類の正本に貼用された印紙に不足があつた場合に之を上級審に於て追貼すればその瑕疵は

補正されその書類は始めに遡つて有効なるものと解するを妥当とする。（最高裁判所昭和二四年（オ）第一七号事件、同年五月二一日第二小法庭判決。大審院昭和一七年（オ）第一三〇号事件、昭和一九年二月二五日第一民事部判決。同昭和六年（オ）第三七三五号事件、昭和七年五月一七日第五民事部判決。参照）。本件について之をみると、被上告人が原審に提出した昭和二五年一〇月三日付、昭和二七年九月二七日付、昭和二九年二月三日付の各「請求ノ趣旨変更ノ申立」と題する書面に貼用すべきであった印紙の不足額を当審に於て追貼したことは記録上明白であるから、之によつて右書面はその提出当時に遡つて有効となつたのである。所論は右と反対の見解に立脚し或はその無効であることを前提とするものであつて理由がない。」

一 本判決が出された当時は、民訴用印紙法一一条で規定されていた。そして、同法同条本文によれば、印紙が貼用されていない民事訴訟の書類は無効であるが、同法同条本書によれば、印紙追貼補正がなされれば有効とすることができるとして定められていた。

ただし、民訴法一三七条一項後段（旧二二八条一項後段）により、訴状に民訴費用法の規定による手数料を納付しない場合、裁判長は補正を命じなければならない。しかし、不適式な訴状でも被告に送達されれば、訴訟係属が生じることになる。その後は、瑕疵が補正されなければ、裁判所が訴え却下判決をすることになる。<sup>(1)</sup>この取り扱いは、控訴状についても、同法二八八条（旧三七〇条）が一三七条を準用していることから、同様である。

そして、現行の民訴費用法六条では、民訴用印紙法一一条の規定を受けたものであり、同条の補正がなされないと無効になるという前提を受け、その際には裁判所は不適法な申し立てとして取り扱うということを明定したものである。<sup>(2)</sup>よって、民訴用印紙法の下では明文で明らかであるが、現行の民訴費用法の下でも、印紙追貼補正がなされる」と、訴訟書類は有効となる。

ただ、原告が所定の手数料を追納して補正を行った場合、その瑕疵が治癒され、適式な訴え提起があつたことになるが、その効力が発生する時期については規定がない。特に、本件のように、訴状が提出された審級でなく、その上級審で補正が行われた場合に、補正の効力が遡及しないのであれば、原判決は取り消され、訴状が提出された審級まで差

し戻されることになるので問題となる。

本判決がなされる以前の判例は、すべて、所定の手数料を納付して瑕疵が補正されれば、訴状は提出のときに遡つて初めから有効なものとしていた。<sup>(3)</sup>例えば、本判決が引用する①控訴状に貼用すべき印紙が不足していても、上告審において不足額を追貼したときは、控訴状は初めから有効となるものがある。<sup>(4)</sup>また、②訴状に所定印紙の貼用がなかつたが、上告審でその印紙の追貼がなされた場合には、訴状は初めから有効となるとするものがある。本判決は、これら的事例とは異なり、訴えの変更がなされた場合に、訴状に増貼すべき印紙が不足していても、その後にその不足額の印紙を増貼したならば、訴状は提出のときに遡つて初めから有効なものとした初めての最高裁判例であり、意義を有するものといえる。<sup>(5)</sup>

また、その後の判例でも、訴状に増貼すべき印紙が不足していても、その後にその不足額の印紙を増貼したならば、訴状は初めから有効なものと扱われている。<sup>(6)</sup>さらに、学説でも、このように解することについて、争いがない。<sup>(7)</sup>したがつて、判旨の考えはその後の判例・学説において定着しているものといえる。

二 本件では、控訴審において控訴人（原告・被上告人）

は訴えを変更しているが、控訴状には印紙の追貼をしないまま補正命令も出されることなく、審理が進められている。そして、上告審においてようやく印紙追貼補正を行つていい。上告審での補正による効力が遡及するのであれば、控訴審での訴えの変更は有効なものとなるが、遡及せずに補正時から将来に向かつてのみ生ずるのであれば、控訴審における訴えの変更は不適法なものとなつてしまい、控訴審判決は取り消すべきことになつてしまふ。そこで、判旨は、上級審でなされた印紙追貼補正による訴訟書類の効力をそのまま提出時に遡つて有効であると解し、原判決を維持している。

民訴法一三七条一項前段（旧二二八条一項前段）によれば、訴状に不備がある場合にも、裁判長は補正を命じなければならない。そして、原告が訴状の補正を行つた場合、その瑕疵が治癒され、適式な訴え提起があつたことになるが、その時期について規定がなく、問題となることについても、訴状に民訴費用法の規定による手数料を納付しない場合と同様である。しかし、学説は、訴状の不備の場合の補正については、その効力発生時期が①訴状提出の時期に遡及するとする説<sup>(9)</sup>、②補正の時とする説<sup>(10)</sup>、③補正事項によつて区別して考えるとする説に分かれている。

以上より、印紙追貼補正の場合には、訴状提出の時期に

これに対し、本判決のように印紙追貼補正の場合には、訴状提出の時期に遡及すると解することについては、争いがない。印紙追貼補正の場合に、判例・学説が、争いなく遡及効を認める論拠は、次のような理由による。すなわち、印紙追貼補正の場合には、請求の趣旨および原因の記載が不備の場合には、訴訟物の特定に欠けるが、手数料の不足や不備の場合には、単に技術的な問題にすぎないからであるとされる。<sup>(12)</sup>

思うに、訴訟物の特定に關わる事項であれば、当事者の権利主張にかかる手続保障を害するおそれがあるので、補正に遡及効を認めて、従前の手続について瑕疵が治癒されることは妥当でない<sup>(13)</sup>。しかし、訴訟物の特定に關わらないのであれば、当事者の手続保障を害することはないといえる。また、訴訟物に關わることのない形式的な事項で、従前の手続をすべて無効にしてしまうことは、訴訟経済の上でも法的安定性の上でも問題であり妥当でない<sup>(14)</sup>。特に、印紙追貼補正の場合のように極めて形式的な問題であつて、当事者の手続保障に関わらないものについては、この理はあてはまるといえる。

遡及すると解する。

三 なお、印紙追徴補正がなされると、遡つて訴状や控訴状が有効なものとなるとして、本件と異なり印紙追貼補正がなされないうちに判決が確定してしまった場合、その判決の効力はどのようになるのであらうか。

本判決が出された当時は、民訴用印紙法一一条で規定されていた。そして、同法同条本文によれば、印紙が貼用されていない民事訴訟の書類は無効であるが、同法同条但書によれば、印紙追貼補正がなされば有効とすることができると定められていた。そして、現行の民訴費用法六条では、民訴用印紙法一一条の規定を受けたものであり、同条の補正がなされないと無効になるという前提を受け、その際には裁判所は不適法な申し立てとして取り扱うということを明定したものである。よって、民訴用印紙法の下でも、現行の民訴費用法の下でも、印紙追貼補正がなされないと訴訟書類が無効であるということになる。そこで、上告理由で述べられているように、印紙追貼補正がなされずに判決が確定した場合には、後日印紙を貼用すれば、有効な判決となる条件付判決になつてしまふのか問題である。

この点、判決の確定により、訴状提出時に手数料を納付しなければならないという手続上の瑕疵は治癒されると解

される。なぜならば、手数料は、その徴収さえ確實になされれば制度の目的を達するものであつて、なるべく有効にさせてこれに判断を与えることが訴訟制度を設置した目的にも合致する。<sup>(16)</sup> そして、提訴手数料の納付義務が、訴えの提起によつて確定的に生じ、訴え却下ないし請求棄却となつても、また取り下げ、和解によつて訴訟が終了しても、納付義務には何ら影響がないとされていてことからすれば、<sup>(17)</sup> 国庫の申立人に対する未納手数料の請求権が残存するに過ぎないと考えられるからである。<sup>(18)</sup> さらに、そもそも手数料は裁判所の提供する役務に対する反対給付であり、手数料の不足により不利益を受けるのは専ら国庫である。裁判所が、印紙の追貼を命じないまま判決したとすれば、<sup>(19)</sup> 国の側が多少の不利益を受けることもやむをえないといえる。<sup>(20)</sup> したがつて、手数料が未納のまま判決が確定しても、その判決は有効なものであり、条件付判決ではないと考える。

四 以上より、訴状に貼用すべき印紙が不足していくと、上級審で印紙を追貼して補正した場合には、その訴状は提出のときに遡つて有効になるとした判旨は正当であると解する。

(1) 竹下守夫『条解民事訴訟法』八三五頁（兼子一ほか著）（弘文堂、一九八六）、小山昇『民事訴訟法』二〇三頁

(青林書院、五訂版、一九八九)、斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(5)』一九五頁以下  
 事訴訟法(6)』二四九頁〔斎藤秀夫・加茂紀久男〕(第一  
 法規出版、第二版、一九九三)。

(2) 内田恒久・野崎幸雄「民事訴訟費用に関する法律の解説(四)」曹時二三卷一七〇頁(一九七一)。

(3) 上級審でなく、その審級で補正した事例であるが、最二小判昭和二四年五月二一日民集三卷六号二〇九頁がある。

同判決は、控訴状に貼用すべき印紙が不足していたとしても、その後その不足額の印紙が増貼された場合には、その補正前になされた弁論期日、判決言渡期日の指定およびその告知の効力はすべて有効であるとするものであつた。

(4) 大判昭和七年五月一七日大民集二一卷九一一页。

(5) 最小二判昭和二九年一月二六日判時四一号一頁。

(6) 本判決の先行評釈として、山口友吉「判批」民商三四卷六号七〇頁(一九五七)、山本桂一「判批」法協七四卷三号一一〇頁(一九五七)があり、ともに判旨に賛成している。

(7) 東京高決昭和五七年二月一八日判時一〇三九号七七頁。

(8) 小山・前掲注(1)二二〇二頁、兼子一『条解民事訴訟法(上)』六二一八頁〔弘文堂、一九五五〕、菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法(II)』一三四頁〔日本評論社、一九八九〕、竹下・前掲注(1)八三六頁、並木茂『判例コンマントール15民事訴訟法II』四〇一頁〔三省堂、増補版、一

九八四)、宮川知法『注釈民事訴訟法(5)』一九五頁以下〔新堂幸司・福永有利編〕(有斐閣、一九九八)、斎藤・加茂・前掲注(1)二四七頁、畠郁夫『基本法コンメンタール

新民事訴訟法2』二九頁〔小室直人ほか編〕(日本評論社、一九九八)、内田・野崎・前掲注(2)一七二頁、裁判所書記官研修所「民事訴訟用印紙の研究」書記官実務研究一巻一号一五一頁(一九六二)。

(9) 小山・前掲注(1)二〇二頁、宮川・前掲注(8)一九七頁以下。

(10) 兼子・前掲注(8)六二八頁。

(11) 菊井・村松・前掲注(8)一三〇頁以下、竹下・前掲注(1)八三六頁、斎藤・加茂・前掲注(1)二四八頁以下、

(12) 畠・前掲注(8)二九頁、斎藤・加茂・前掲注(1)二四八頁。

(13) 竹下・前掲注(1)八三六頁。

(14) 山本・前掲注(6)一一二頁。

(15) 内田・野崎・前掲注(2)一七〇頁。

(16) 裁判所書記官研修所・前掲注(8)一四五頁。

(17) 斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(3)』一〇頁〔斎藤秀夫・宮本聖司・小室直人〕(第一法規出版、第二版、一九九一)、福嶋登『訴訟費用の範囲』鈴木忠一(三ヶ月編)『実務民事訴訟講座』一三八頁(日本評論社、一九六

- 九)、長谷部由起子「提訴手数料」自正四三巻九号一六頁  
以下(一九九二)。
- (18) 内田・野崎・前掲注(2)一七二頁。
- (19) 内田・野崎・前掲注(2)一六八頁。
- (20) 山本・前掲注(6)一一三頁。

堀竹  
学